

下市町第7期障害福祉計画・ 下市町第3期障害児福祉計画

令和7年3月
下 市 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の概要	1
2. 計画策定の背景・趣旨	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
第2章 本町の現状	3
1. 人口の推移	3
2. 障害者手帳所持者の推移	3
3. サービスの利用状況	3
第3章 サービス等見込み量とサービス確保の方策	7
1. 成果目標と活動指標	7
2. 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込み量と確保の方策	13
第4章 計画の推進	22
1. 関係機関・団体、奈良県・近隣市町村との連携	22
2. 計画の進行管理、点検・評価	22
資料	23
1. 障害福祉サービスの内容	23

第1章 計画策定にあたって

1. 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の概要

《障害福祉計画・障害児福祉計画》

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害のある人・障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

「基本指針」（厚生労働大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、都道府県・市町村は、「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定します。

市町村の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の必須記載事項は、「提供体制の確保に係る目標」「指定障害福祉サービス等・指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み」「市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの主な事項（抜粋）

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害福祉サービス等の質の確保
- 障害福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- その他：地方分権提案に対する対応

2. 計画策定の背景・趣旨

「下市町第7期障害福祉計画・下市町第3期障害児福祉計画（以下、「本計画」という。）」

は、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の基本指針を踏まえて、本町における障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画として策定するものです。なお、これまでの国および奈良県そして本町の動向については、別冊の「下市町第4次障害者基本計画」に記載のとおりです。

3. 計画の位置づけ

1) 根拠法令

「下市町第7期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画です。

「下市町第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある子どもを対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容や見込み量等を定めるものです。

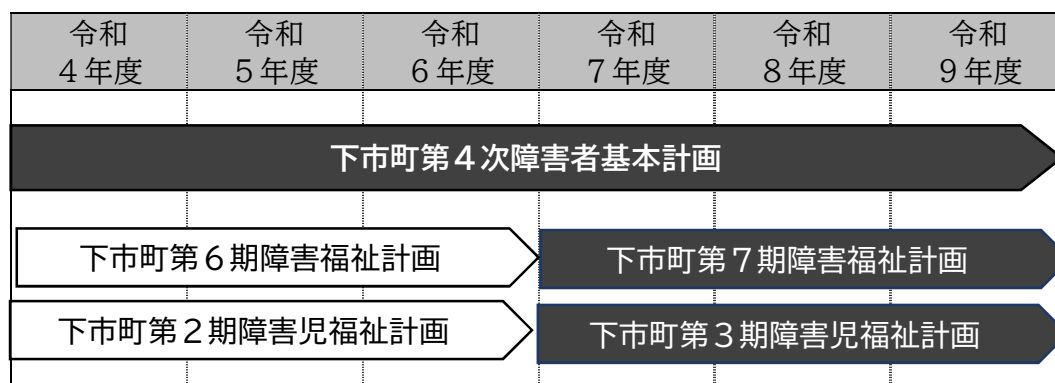
なお、「下市町第4次障害者基本計画」は、別冊として策定します。

2) 関連計画との関係

本計画は、町の地域福祉を推進するための「下市町地域福祉計画」を上位計画とし、「下市町人口ビジョン・総合戦略」をはじめ、「下市町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画や国の「障害者基本計画（第5次）」、奈良県の「奈良県障害者計画」とも整合を図ります。なお、詳細な関連計画図は、別冊の「下市町第4次障害者基本計画」に記載のとおりです。

4. 計画の期間

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年に一度見直しを行うもので、本計画は、令和7年度から令和9年度を計画期間とします。



第2章 本町の現状

1. 人口の推移

別冊の「下市町第4次障害者基本計画」に記載のとおり、本町の総人口は年々減少しており、令和5年度で4,516人となっています。

2. 障害者手帳所持者の推移

本町の障害者手帳所持者数は令和5年度で身体障害者手帳所持者が303人、療育手帳所持者が56人、精神障害者保健福祉手帳所持者が66人となっています。

3. サービスの利用状況

1) 訪問系サービス

サービス名	単位	区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
居宅介護	時間／月	計画	120	130	130
		実績	112	72	45
	%	計画比	93.3%	55.3%	34.6%
	人／月	計画	8	9	9
		実績	6	6	7
	%	計画比	75%	66.6%	77.7%
重度訪問介護	時間／月	計画	70	100	100
		実績	0	0	74
	%	計画比	—	—	74%
	人／月	計画	1	2	2
		実績	0	0	1
	%	計画比	—	—	50%
同行援護	時間／月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人／月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
行動援護	時間／月	計画	130	130	150
		実績	121	112	156
	%	計画比	93.0%	86.1%	104%
	人／月	計画	4	4	5
		実績	4	4	5
	%	計画比	100%	100%	100%

サービス名	単位	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
重度障害者等 包括支援	時間／月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人／月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
合計	時間／月	計画	320	360	380
		実績	233	184	275
	%	計画比	72.8%	51.1%	72.3%
	人／月	計画	13	15	16
		実績	10	10	13
	%	計画比	76.9%	66.6%	81.2%

2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
生活介護	人日／月	計画	550	550	570
		実績	417	400	329
	%	計画比	75.8%	72.7%	57.7%
	人／月	計画	25	25	26
		実績	21	20	19
	%	計画比	84%	80%	73.0%
自立訓練 (機能訓練)	人日／月	計画	20	20	20
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人／月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	人日／月	計画	20	20	20
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人／月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
就労移行支援	人日／月	計画	40	60	60
		実績	23	22	22
	%	計画比	57.5%	36.6%	36.6%
	人／月	計画	2	3	3
		実績	1	1	1
	%	計画比	50%	33.3%	33.3%
就労継続支援 (A型)	人日／月	計画	100	100	100
		実績	88	80	71
	%	計画比	88%	80%	71%
	人／月	計画	5	5	5
		実績	5	4	4
	%	計画比	100%	80%	80%

サービス名	単位	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
就労継続支援 (B 型)	人日／月	計画	300	300	320
		実績	352	295	319
	%	計画比	117.3%	98.3%	99.6%
	人／月	計画	16	16	17
		実績	20	19	19
	%	計画比	125%	118.7%	111.7%
療養介護	人／月	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
	%	計画比	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所	人日／月	計画	18	24	30
		実績	16	26	8
		計画比	88.8%	108.3%	26.6%
	人／月	計画	3	4	5
		実績	2	2	2
		計画比	66.6%	50.0%	40.0%
就労定着支援	人／月	計画	1	1	1
		実績	0	0	1
	%	計画比	—	—	100.0%

3) 居住系サービス

サービス名	単位	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
共同生活 援助	人／月	計画	5	6	6
		実績	5	7	6
	%	計画比	100.0%	116.6%	100.0%
施設入所 支援	人／月	計画	12	12	12
		実績	10	10	8
	%	計画比	83.3%	83.3%	66.6%
自立生活 援助	人／月	計画			
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—

4) 計画相談支援

サービス名	単位	区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画相談支援	人／月	計画	10	11	12
		実績	21	15	10
	%	計画比	210%	136.3%	83.3%
地域移行支援	人／月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
地域定着支援	人／月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—

5) 障害児支援サービス

サービス名	単位	区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度(見込み)
児童発達支援	人日／月	計画	17	20	20
		実績	8	34	81
	%	計画比	47.0%	170.0%	405.0%
	人／月	計画	3	4	4
		実績	3	6	10
	%	計画比	100.0%	150.0%	250.0%
医療型児童発達支援	人日／月	計画	0	0	0
		実績	0	23	0
	%	計画比	—	—	—
	人／月	計画	0	0	0
		実績	0	1	0
	%	計画比	—	—	—
放課後等 デイサービス	人日／月	計画	100	110	120
		実績	85	114	89
	%	計画比	85.0%	103.6%	74.1%
	人／月	計画	10	11	12
		実績	10	11	10
	%	計画比	100.0%	100.0%	83.3%
保育所等 訪問支援	人日／月	計画	3	4	4
		実績	0	0	2
	%	計画比	0.0%	0.0%	50.0%
	人／月	計画	3	4	4
		実績	0	0	2
	%	計画比	0.0%	0.0%	50.0%
居宅訪問型 児童発達支援	人日／月	計画			
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
	人／月	計画			
		実績	0	0	0
	%	計画比	—	—	—
障害児 相談支援	人／月	計画	3	4	5
		実績	3	6	5
	%	計画比	100.0%	150.0%	100.0%

第3章 サービス等見込み量とサービス確保の方策

1. 成果目標と活動指標

障害のある人の地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等に向けて、国の基本指針を参考として成果目標と活動指標を設定します。

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

令和8年度末における目標値	
●	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
●	施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

計画の目標

項目		数値	考え方
基準値	令和5年度末時点の入所者数(A)	11人	令和5年末時点の施設入所者数
目標値	令和9年度末の地域生活移行者数(B)	1人	施設入所から地域生活へ移行した者の数
		9%	移行割合(B/A)
目標値	令和9年度末の削減見込数(C)	1人	施設入所者の削減見込数
		9%	削減割合(C/A)

【前期計画からの達成状況及び今後の対策】

・令和2年度末時点で施設入所者は12名でしたが、令和6年度末（見込み）時点では6名となっており、50%の削減率となっています。しかし在宅に戻れた方はいませんでした。

・本人や家族等の意向を把握し、地域生活への移行を希望する方については、施設・家族等との調整を取りながらサービスの調整・確保を図り、地域生活への支援を行っていきます。

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

令和8年度末における目標値
● 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均を325.3日以上とする ● 精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定 ● 精神病床における早期退院率 ・入院後3か月時点：68.9%以上 ・入院後6か月時点：84.5%以上 ・入院後1年時点の退院率：91%以上
※上記3項目は、都道府県により目標設定。

計画の目標

保健、医療及び福祉関係者 による協議の場	令和5年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度
開催回数	0回	1回	2回	3回
参加者数	0人	5人	10人	15人

【前期計画からの達成状況及び今後の対策】

まだ取組を行えていないことから、今後は医療機関等の各機関との連携を深め重層的な支援体制の検討を行っていきます。

3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

令和8年度末における目標値	
● 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ● 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること	

計画の目標

項目	整備か所数
地域生活支援拠点等の確保	6か所

【前期計画からの達成状況及び今後の対策】

- ・ 令和5年度末においては緊急時の受入れ（介護者不在となる場合場合の一時的に入所する）について5つの事業所と協定を結ぶ事ができましたが、稼働実績はありません。
- ・ 南和圏域の市町村で連携・協働しながらネットワークの構築及びニーズの把握に努めます。

4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

令和8年度末における目標値	
● 一般就労への移行者数：令和4年度実績の1.28倍以上	
・ うち就労移行支援事業に係る移行者数：令和4年度実績の1.31倍以上	
・ うち就労継続支援A型に係る移行者数：令和4年度実績の概ね1.29倍以上	
・ うち就労継続支援B型に係る移行者数：令和4年度実績の概ね1.28倍以上	
● 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用	
● 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	

計画の目標

項目	人数
令和9年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業に係る移行者数	1人
就労継続支援A型に係る移行者数	1人
就労継続支援B型に係る移行者数	1人
令和9年度における一般就労移行者の就労定着支援事業所の利用者数	2人
項目	割合
令和9年度における就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	2.5割

【前期計画からの達成状況及び今後の対策】

・令和5年度就労移行支援から一般就労へ、また令和6年度就労継続支援A型から一般就労への移行者が1名ずつおられます。移行された2名のうち1名は就労定着支援事業を利用されています。

・一般就労を希望されているが、就職先がなく就労継続支援を利用して生活リズムを整えてる方も数名おられ、一般就労の移行について、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携しながら支援していきたいと思います。

5) 相談支援体制の充実

国の基本指針

令和8年度末における目標値
● 各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する ● 基幹相談支援センターをすべての市町村において設置する

計画の目標

関係機関とのネットワークお構築を強化し、総合的・専門的な相談支援の実施を目指します。南和圏域において、地域の相談支援事業者の人材育成や地域の相談機関との連携強化に努めます。

【前期計画からの達成状況及び今後の対策】

- ・相談業務については相談事業所に委託しており、一般相談から困難ケースを夜間や休日も含めて経験豊富な職員が対応しており、町職員への支援や専門知識の提供も行っています。
- ・令和7年度からは、障害者を含めた困難ケースの相談についても重層的に対応を行っていきます。

6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針

令和8年度末における目標値
● 各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する

計画目標

障害福祉サービス等に係る各種研修へ年間10回以上参加し、知識の習得に努めます。

【前期計画からの達成状況及び今後の対策】

- ・令和6年度においては、奈良県主催等の研修に10回参加しました。
- ・今後も研修等を引き続き活用し、障害福祉サービスの適切な支援に必要な知識を理解・習得していきます。

7) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

令和8年度末における目標値
● 各市町村または各圏域に、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置 ● すべての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ● 各市町村または各圏域に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保 ● 各市町村または各圏域に、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置 ● 各市町村または各圏域に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

計画目標

項目	令和6年度末	令和9年度末
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	0か所	1か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	0か所	1か所
医療的ケア児コーディネーターの配置	0人	1人

【前期計画からの達成状況及び今後の対策】

- ・ 児童発達支援センターの設置については、圏域において1か所の整備をめざします。
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、1か所の構築をめざします。
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、圏域において1か所の確保をめざします。
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置については、圏域において1か所の設置をめざし、課題や情報の共有、関係機関の連携等を行います。
- ・ 医療的ケア児コーディネーターの配置については、圏域において1人の配置をめざし検討を進めます。

2. 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込み量と確保の方策

1) 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策

①訪問系サービス

サービス種別	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月
居宅介護	6	50	6	50	7	60
重度訪問介護	1	74	1	74	1	74
同行援護	0	0	0	0	0	0
行動援護	5	150	5	150	5	150
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	14	320	15	332	16	344

【確保のための方策】

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、町内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対し障害福祉サービスへの参入を促すことで、サービス提供体制の充実に努めます。

また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、広報やパンフレットの配布等を通じサービスの周知に努めます。

さらに、専門的人材の確保やサービスの質の向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の働きかけを行います。

②日中活動系サービス

サービス種別	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
生活介護	20	380	20	380	20	380
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	1	—	1	—	1	—
就労移行支援	1	22	1	22	1	22
就労継続支援（A型）	4	72	4	72	4	72
就労継続支援（B型）	19	323	19	323	19	323
療養介護	1	—	1	—	1	—
短期入所	2	16	2	16	2	16
就労定着支援	1	—	1	—	1	—

【確保のための方策】

各サービス必要量の確保に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるよう努めます。また、利用者への制度周知を図り、サービス内容に関する理解を促進します。

さらに、利用者ニーズの増加に対応するため、NPO法人等、サービス提供事業者

対して、サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、事業参入の促進を図ります。

就労系サービスについては、就労継続支援から一般就労への移行を図るとともに、就労定着支援による継続的な就労支援に努めます。また就労支援機関や企業等と連携し、就労支援策の強化に向けて取り組みを進めます。

③居住系サービス

サービス種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	人／月	人／月	人／月
共同生活援助	6	6	6
施設入所支援	9	9	9
自立生活援助	0	0	0

【確保のための方策】

退院可能な精神障害のある人や施設に入所中の障害のある人の地域生活移行を進めていくことが求められていることから、サービス事業者に向けて転用可能な公営施設の情報提供、民間賃貸住宅事業者への働きかけや物件の情報提供を行い、グループホームへの誘導・整備を進め、地域の事業者や病院と連携し、広域で調整しながら、適切な居住基盤の確保に努めます。

利用を考えている人や利用者、その家族に対し、施設におけるサービスの情報提供に努め、障害のある人が安心して暮らせるよう、サービス内容の充実や生活環境の整備に努めます。

④相談支援

サービス種別	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	人／月	人／月	人／月
計画相談支援	15	15	15
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

【確保のための方策】

民間事業者などの参入を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。

また、ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、奈良県等における研修等を通じて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の養成を進めます。

さらに、利用者への制度周知を図り、サービス内容に関する理解を促進します。

⑤障害のある子どもへの支援

サービス種別	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
児童発達支援	6	36	6	36	6	36
放課後等デイサービス	17	153	17	153	17	153
保育所等訪問支援	2	2	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	6	—	7	—	8	—

【確保のための方策】

障害のある子どもが身近な地域で、適切で充実した療育を受けられるよう、各サービス必要量の確保に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるよう努めます。

また、サービスの周知に努めるとともに、関係機関が連携して情報を共有し、障害のある子どもを療育する家庭を支援していきます。

2) 地域生活支援事業等の見込み量と確保の方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。

②自発的活動支援事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

③相談支援事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障害者相談 支援事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
相談支援機 能強化事業	か所/年	1	1	1	2	2	2

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

現行の事業所による継続的な事業の実施を図るとともに、圏域内の連携による3障害及び発達障害に対応した相談支援の体制の充実に努めます。

また、障害のある人やその家族が、地域とのつながりを持ちながら暮らせるよう、民生児童委員と協力して、定期的に訪問や声かけ等を行い、障害のある人やその家族の閉じこもりや孤立の防止に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
成年後見制度利用 支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

成年後見制度の周知を図るとともに、家族や親族等による申請が困難な人に対しては、町長申立てを行うなど必要に応じて援助を行い、制度の利用を促進します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

県や近隣市町村、社会福祉協議会等の動向を踏まえ、法人後見に関する周知を図り、内容に関する理解を促進します。

⑥意思疎通支援事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人／年	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人／年	0	0	0	0	0	0

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、サービス必要量の確保に努めます。

手話通訳者設置事業・手話奉仕員養成研修事業については、障害のある人のニーズに応じて、今後の実施を検討します。

⑦日常生活用具給付等事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	1	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件／年	0	1	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件／年	148	156	155	160	165	170
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	0	0	2	1	1	1

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

用具の質の向上をめざすとともに、利用者のニーズに応じて、適切な提供ができるよう、サービス内容の周知に努めます。

⑧移動支援事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
移動支援事業	人／年	9	12	10	10	10	10
	時間／年	906	871	650	800	800	800

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、ニーズに応じたサービス必要量の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
地域活動支援 センターⅠ型	か所／年	1	1	1	1	1	1
地域活動支援 センターⅡ型	か所／年	1	1	1	1	1	1
地域活動支援 センターⅢ型	か所／年	0	0	0	0	0	0

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人が充実した生活を地域で送れるよう、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
日中一時支援事業	人／年	1	0	0	1	2	3

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

利用者のニーズを適切に把握し、事業者と連携してサービスを担う人材の育成及び確保を図り、サービスの充実に努めます。

②社会参加促進事業

		第6期			第7期		
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
スポーツ・レクリ エーション教室開催 等事業	件／年	6	1	4	4	4	4
	人／年	57	10	40	50	50	50
自動車運転免許取 得・改造費助成	件／年	0	0	0	1	1	1

※令和6年度までは実績、令和7～9年度は見込み量

【確保のための方策】

障害のある人の社会参加や交流を促進するため、事業の周知を図るとともに、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

第4章 計画の推進

1. 関係機関・団体、奈良県・近隣市町村との連携

障害のある人が相談支援や各種サービス等の必要な支援につながらず、地域の中で潜在化しているケースも考えられます。

そのようなケースについては町単独での取り組みでは把握が難しいため、障害者団体や地域住民、ボランティア、民生児童委員などの地域で活躍する福祉の担い手の協力・連携が必要です。

そのため、障害者団体をはじめ、地域住民、民生児童委員、自治会などの地域組織、教育関係機関、社会福祉協議会やサービス提供事業者など、障害者施策に関わる多様な機関と連携し、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

また、支援を必要とするすべての人が適切にサービスを受けられるよう、奈良県や近隣の市町村と積極的に情報・意見交換を行い、緊密な協力体制の構築に努めます。

2. 計画の進行管理、点検・評価

本計画の進捗状況については、点検・評価を行い、より効果的な取り組みの方法等を検討し、取り組みを改善していくことで、計画の適切な進行管理を進めます。

資料

1. 障害福祉サービスの内容

【訪問系サービス】
居宅介護（ホームヘルプ） 自宅での身体介護や日常生活の支援
重度訪問介護 重い障害があり常に介護が必要な人への、生活全般にわたる介護や外出時の移動の補助
同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な人への、外出に必要な情報の提供や移動の援護
行動援護 知的障害や精神障害により常に介護が必要な人への、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助
重度障害者等包括支援 常に介護が必要な人で、介護の必要な度合いがとても高い人に、居宅介護など複数のサービスをまとめて提供する
【日中活動系サービス】
生活介護 常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する
自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活の能力向上のために行う訓練
就労移行支援 通常の事業所で働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型） 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う
療養介護 医療機関での療養上の管理や日常生活の介助
短期入所（ショートステイ） 施設等において短期間入所できるサービス
就労定着支援 通常の事業所で働いている人に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行う

【居住系サービス】
共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者への、入浴、排せつ、食事の介護などの支援
自立生活援助 施設から一人暮らしに移行した人に、定期的な居宅訪問により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行う
【相談支援】
計画相談支援 サービス等利用計画案の作成や事業所等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行う
地域移行支援 住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行う
地域定着支援 常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援する
【障害のある子どもへの支援】
児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援
医療型児童発達支援 機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス 学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う
保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
居宅訪問型児童発達支援 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
障害児相談支援 障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行う

下市町第 7 期障害福祉計画・
下市町第 3 期障害児福祉計画

発行：下市町役場 健康福祉課 障害福祉担当
〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市 1960 番地

電 話：0747-68-9069

F A X：0747-52-0007